

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示等の食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に、食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。

また、このほか、事業者の表示管理体制や国及び都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案が国会に提出された。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店、旅館、学校施設等における集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理及び衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。

記

- 1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案の早期成立及び施行を期すこと。
- 2 上記改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、関係法令の改正も視野に総合的かつ具体

的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

生 駒 市 議 会